

○財務省告示第二百二十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年六月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用表を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年七月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年六月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
------------------	---------

一五	一四の二		一八七トン
一四		一八二、一三六トン	
一三		三〇五、二四四トン	
一二		一、三八五、一三七トン	
一一		一五、八一二トン	
一〇		四、七三二トン	
九		一、六三六トン	
八		八、六三四トン	
七		〇トン	
六		三トン	
五		一六トン	
四		二八四トン	
三		六、六二八トン	
二		九トン	
一		〇トン	
		〇トン	

二九	七七トン
二八	一トン
二七	四、〇〇五トン
二六	一、〇三二トン
二五	〇トン
二四	一八トン
二三	一、一八七トン
二二	一一〇トン
二一	八、五四三トン
二〇	一九八トン
一九	二〇三トン
一八	三、八〇八トン
一七	二八、〇〇八トン
一六	九〇六トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年六月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量

から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	一、三八五、一三七トン
一四	一二八、四六八トン